



各 位

会 社 名 エヌアイシ・オートテック株式会社
 代表者名 代表取締役社長 西川 浩司
 (コード: 5 7 4 2、東証 J A S D A Q ス タ ン ダ ー ド)
 問合せ先 執行役員 管理部長 藤井 透
 (TEL. 0 7 6 - 4 2 5 - 0 7 3 8)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 21 日開催予定の当社第 43 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営および製販の基盤強化・充実を図るため、株主総会および取締役会の運営を柔軟に行うことができるように、株主総会または取締役会の招集権者および議長に取締役会長を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または社長がこれを招集し、議長となる。</u>
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 取締役会長または社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または社長</u> がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 取締役会長または社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 今後の日程

株主総会開催予定日 : 平成 26 年 6 月 21 日 (土曜日)
 定款変更の効力発生予定日 : 平成 26 年 6 月 21 日 (土曜日)

以 上